

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2390号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955
発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697 <http://www.zck.or.jp>

閑話休題

合併した町村も独立宣言をした町村も七年後の二〇〇九年には同じ運命が待ち受けている。この年、大学の収容人員数と入学希望者数がほとんど一致してしまうのである。少子化が進んで、世界に例をみない「大学全入」という珍現象が出現するわけである。

こうなれば「大卒」なんて珍しくなくなるから、各大学はいまから「大学院」の設置に大忙しである。自治体の職員も、もちろん、うかうかしてられないだろう。

第一、これからの自治体に求められるものはNPM(ニュー・パブリック・マネージメント)である。早い話が、市場原理を導入して、能率・経済性・有効性を追及するのが眼目



雪解けの雫

二〇〇九年対策を急げ

となつてくる。こうなると、いわゆる「お役所仕事」は厳しい評価の対象になる。つまり、VFM(ヴァリユー・フォー・マネー)という物差で業績や成果が点検されるから、政策立案の段階から精緻化が要求され、しかもその後には続く施策評価、事務事業評価まで、一心は試算して

視野に入れておく必要があるだろう。第二、「大卒」のまましていると、二〇〇九年をきつかけに、祈しく役所にくる後輩が「大学院卒」で、豊かな知識や技法を身につけたものが多くなり、使いにくいという問題も出てくるに違いない。

このような流れが読める以上、いまから自治体の中の政策立案能力を高めるため、近くの大学院に向き合わせる、夜間の大学院で勉強させる、BSを使った大学院通信講座を公費で受けさせるなど、所内研修に積極的な道をひらくべきだろう。

第三、少子化のもつひとつの問題は、小・中学校の校舎の後始末である。すでに老人ホームなどに転用しているところがあるが、私は社会的実効性が高いのは、四月から始まる総合学習時間を利用して、作業場・実験場・団体訓練用のジムなどに作りかえることだと思う。そのための設計は住民コンペにしたい。

(評論家 草柳大蔵)

もくじ

政 策	地方交付税法改正法案を閣議決定	(2)
フォーラム	上流文化圏構想の推進 = 山梨県早川町	(5)
情 報	カプセルNOW & NEW	(8)
随 想	地域資源を活用して	三重県勢和村長 林 道郎.....(11)
情 報	政策レーダー	(12)

地方交付税法改正法案を閣議決定

交付税特別会計借入を継続

政府は二月八日、「地方交付税法等改正法案」を閣議決定した。同改正法案は、地方交付税の所要額確保のため総額の特例措置を講じるとともに、行政経費の財源措置のため基準財政需要額の算定方法を改正するもの。大幅な財源不足を補てんするため、平成十三年度の制度改正を踏まえて廃止する予定だった交付税特別会計借入金を存続したのが特徴。総額は前年度比四・〇％の減少となる。

「基準財政需要額の見直し」

前年度に引き続き臨時財政対策債を発行することに伴い、経常経費に係る「企画振興費」、「その他の諸費（人口）」、投資的経費に係る「その他の土木費」、「その他の諸費（人口・面積）」の単位費用を引き下げる。各団体の基準財政需要額から臨時財政対策債への振替額は、道府県分・市町村分ともに平成十三年度の二・二倍程度となる。

個性ある地方の活性化、少子・高齢社会に向けた地域福祉施策の実施、教職員定数の改善、義務教育施設の整備、私学助成、教育情報化対策、地方団体の情報化施策、自然環境の保全、廃棄物の減量化、道路・街路・公園・下水道・社会福祉施設・清掃施設など公共施設整備・維持管理、国土保全対策、農山漁村対策、森林・山村対策、中心市街地再活性化対策、消防救急業務の充実・災害に強い安全なまちづくり・震災対策の推進等。

地方交付税所要額の確保

平成十四年度の地方財政対策では、引き続き生じることになった財源不足の補てんについて、うち通常収支の不足一〇兆六、六五〇億円は、平成十三年度の制度改正を踏まえて、財源不足のうち財源対策債等を除いた残余については国と地方が折半し、国負担分は一般会計からの繰入れにより、地方負担分は特別地方債（臨時財政対策債）により補てんすることを基本に対応したが、国と地方の財政運営を勘案して国負担・地方負担分とも、その四分の一は交付税特別会計借入金で補てんした。また、恒久的減税の実施に伴う影響の補てん三兆四、五一〇億円は、うち地方税の減収一兆九、四一

八億円は国のたばこ税一部移譲や地方特例交付金、減税補てん債等で、地方交付税への影響一兆五、〇九二億円は交付税特別会計借入金により補てんし国と地方が折半して償還する。

以上の結果、平成十四年度の地方交付税総額は、法定五税に係る地方交付税額一兆六、四四八億円、国の一般会計からの加算額三兆四、六三二億円、交付税特別会計借入金三兆五、二五八億円の合計額に、交付税特別会計利子支払い額等八八九億円を差し引いた一九兆五、四四九億円とする。前年度比八、〇四九億円、四・〇％の減少となる。なお、臨時財政対策債を加算すると総額二兆七、七一〇億円、前年度比九、七二四億円、四・五％の増となる。

「基準財政収入額」

恒久的な減税や地方税制改正を踏まえた収入見込み額を基礎とするほか、法人関係税・住民税利子割は清算措置する。また、恒久的減税に伴う地方特例交付金・減税補てん債相当額の一定割合を基準財政収入額に算入する。

市町村分の段階補正の見直し

平成十四年度の地方交付税の改正のうち一つの大きな特徴に、市町村分の段階補正の見直しがある。昨年

は、うち地方税の減収一兆九、四一

七二四億円、四・五％の増となる。

このほか「経常経費」について、介護保険制度の支援をはじめ以下の経費等を基準財政需要額に算入する。

平成十四年度の地方交付税の改正のうち一つの大きな特徴に、市町村分の段階補正の見直しがある。昨年

政 策

(参考)平成14年度単位費用(市町村分)

(単位:円、%)

区 分			平成14年度 単位費用 (A)	平成13年度 単位費用 (B)	(A)-(B) (C)	伸び率 (C)×(B)×100	
一	消 防 費	人 口	10,900	10,700	200	1.9	
二	1 道路橋りょう費	道路の面積	114,000	122,000	-8,000	-6.6	
		道路の延長	571,000	660,000	-89,000	-13.5	
	2 港 湾 費	港係留施設の延長	35,100	35,100	0	0.0	
		湾外郭施設の延長	9,310	8,460	850	10.0	
		漁係留施設の延長	14,700	14,700	0	0.0	
	3 都市計画費	港外郭施設の延長	6,880	6,710	170	2.5	
都市計画区域における人口		1,370	1,390	-20	-1.4		
三	4 公 園 費	人 口	681	673	8	1.2	
		都市公園の面積	258	303	-45	-14.9	
	5 下 水 道 費	人 口	44,200	42,800	1,400	3.3	
		人 口	150	160	-10	-6.3	
	6 その他の土木費	人 口	105	102	3	2.9	
		人 口	1,630	1,590	40	2.5	
四	1 小 学 校 費	投 資	336	546	-210	-38.5	
		経 常	47,300	47,200	100	0.2	
		経 常	950,000	944,000	6,000	0.6	
	2 中 学 校 費	投 資	826,000	775,000	51,000	6.6	
		経 常	10,825,000	10,812,000	13,000	0.1	
		経 常	40,000	40,000	0	0.0	
	3 高 等 学 校 費	学 級 数	1,150,000	1,150,000	0	0.0	
		学 校 数	826,000	775,000	51,000	6.6	
		教 職 員 数	13,347,000	13,721,000	-374,000	-2.7	
	4 その他の教育費	生 徒 数	8,125,000	8,044,000	81,000	1.0	
		人 口	69,900	73,100	-3,200	-4.4	
		投 資	36,900	39,100	-2,200	-5.6	
五	1 生 活 保 護 費	人 口	6,440	6,390	50	0.8	
		幼稚園の幼児数	327	378	-51	-13.5	
	2 社 会 福 祉 費	市 部 人 口	403,000	401,000	2,000	0.5	
		経 常	5,410	5,220	190	3.6	
	3 保 健 衛 生 費	人 口	7,800	7,280	520	7.1	
		投 資	562	579	-17	-2.9	
4 高 齢 者 保 健 福 祉 費	人 口	4,130	3,830	300	7.8		
	65歳以上人口	65,000	73,700	-8,700	-11.8		
	70歳以上人口	2,280	2,780	-500	-18.0		
5 清 掃 費	投 資	35,300	42,700	-7,400	-17.3		
	人 口	6,940	7,210	-270	-3.7		
六	1 農 業 行 政 費	投 資	801	779	22	2.8	
		経 常	65,500	64,900	600	0.9	
	2 商 工 行 政 費	人 口	42,600	46,500	-3,900	-8.4	
七	3 その他の産業経済費	経 常	1,250	1,210	40	3.3	
		経 常	132,000	108,000	24,000	22.2	
	投 資	135,000	124,000	11,000	8.9		
八	1 企 画 振 興 費	人 口	3,350	4,270	-920	-21.5	
		投 資	1,410	1,550	-140	-9.0	
	2 徴 税 費	世 帯 数	8,950	9,700	-750	-7.7	
		戸 籍 数	1,780	1,820	-40	-2.2	
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	世 帯 数	3,120	3,140	-20	-0.6	
		人 口	8,190	10,300	-2,110	-20.5	
4 その他の諸費	人 口	1,240	1,700	-460	-27.1		
	面 積	2,573,000	2,641,000	-68,000	-2.6		
九	公 債 費	投 資	55,600	286,000	-230,400	-80.6	
		1 災 害 復 旧 費	950	950	0	0.0	
		2 辺 地 対 策 事 業 債 償 還 費	800	800	0	0.0	
		3 補 正 予 算 債 償 還 費	平成10年度以前許可債に係るもの	800	800	0	0.0
			平成11年度以降許可債に係るもの	20	20	0	0.0
		4 地 方 税 減 収 補 て ん 債 償 還 費	25	65	-40	-61.5	
		5 地 域 財 政 特 例 対 策 債 償 還 費	65	69	-4	-5.8	
		6 臨 時 財 政 特 例 債 償 還 費	87	87	0	0.0	
		7 公 共 事 業 等 臨 時 特 例 債 償 還 費	149	149	0	0.0	
		8 財 源 対 策 債 償 還 費	92	94	-2	-2.1	
		9 減 税 補 て ん 債 償 還 費	41	41	0	0.0	
		10 臨 時 税 収 補 て ん 債 償 還 費	92	63	29	46.0	
		11 臨 時 財 政 特 例 債 償 還 費	15	-	15	皆増	
		12 地 域 改 善 対 策 特 定 事 業 債 等 償 還 費	800	800	0	0.0	
		13 過 疎 対 策 事 業 債 償 還 費	700	700	0	0.0	
		14 公 害 防 止 事 業 債 償 還 費	500	500	0	0.0	
		15 石 油 コ ン ビ ナ ー 等 債 償 還 費	500	500	0	0.0	
		16 地 震 対 策 緊 急 整 備 事 業 債 償 還 費	500	500	0	0.0	
		17 合 併 特 例 債 償 還 費	700	700	0	0.0	
18 原 子 力 発 電 施 設 等 立 地 地 域 振 興 債 償 還 費	700	-	700	皆増			
19 災 害 復 興 等 債 利 子 支 払 費	950	950	0	0.0			

政 策

六月に閣議決定された「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」で、地方交付税の改革に関連して「段階補正が、合理化や効率化への意欲を弱めることにならないよう、その見直しを図るべきである」とされたことを受けて具体化するもの。今回の地方交付税法等改正法案には規定されていないが、七月の省令改正を踏まえて個別団体ごとに算定し、同月末の地方交付税大綱で正式決定する。

見直しの趣旨は、小規模団体のうち、職員の兼務や外部委託等により合理的・効率的に行財政運営を行っている地方団体の実態を反映した見直しを行う。具体的には、全団体の平均を基礎として割り増し率を算出する手法を改め、より効率的な財政運営を行っている上位三分の二の団体の平均を基礎として割り増し率を算出する。見直しは、各団体への影響を勘案して平成十四年度から三年間で引き下げる。見直しの対象費目は、消防費、その他の土木費、その他の教育費、社会福祉費、保健衛生費、高齢者保健福祉費、農業行政費、商工行政費、企画振興費、徴税費、戸籍住民基本台帳費、その他の諸費。

「各団体への影響額」

段階補正見直しによる実際の各団体ごとの影響額は、平成十四年度の単位費用・測定単位・補正係数が確定しないと算出できないが、平成十

三年度算定に当てはめて人口段階別にモデル的に試算すると別表のとおりとなる。なお、段階補正見直しに伴う地方交付税額の削減分は単位費用に上積みされることから、地方交付税総額には影響しない。また、個別団体の影響額について、総務省は、小規模市町村の基準財政需要額の二％程度であり、財政運営に支障が生じる額ではないとしている。

(別表)

○段階補正見直しによる基準財政需要額への影響

団体ごとの影響額は、平成十四年度単位費用及び補正係数が確定しないと計算できないが、平成十三年度算定に当てはめて試算すると、概ね次のとおりと見込まれる。

人口段階	見直し影響額 A	H14影響額 A × 1 / 3
1,000人前後	24百万円	8百万円
4,000人前後	55百万円	18百万円
8,000人前後	52百万円	17百万円
12,000人前後	50百万円	17百万円
20,000人前後	50百万円	17百万円
30,000人前後	30百万円	10百万円

建設工事保険
旅行傷害保険
自治会活動保険
各種損害保険・生命保険

全国町村会総合賠償補償保険制度
 全国町村会特定疾病保険制度

取扱い代理店

株式会社 千里
 (ちさと)里

(引受保険会社) 損保 = 損害保険会社22社
 生保 = アリコ・ジャパン

本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内 ☎ 03-5512-4726(代)

- 営業所(全国26か所)
- 福島 024(558)2980
 - 千葉 043(227)2328
 - 神奈川 045(453)7663
 - 山梨 0552(37)7558
 - 新潟 025(283)6650
 - 石川 076(229)1335
 - 長野 026(285)4764
 - 岐阜 0584(73)2761
 - 愛知 0566(81)2072
 - 三重 059(223)2808
 - 奈良 0744(29)8281
 - 島根 0852(37)2163
 - 岡山 086(245)4833
 - 広島 082(844)1067
 - 山口 083(928)7886
 - 徳島 088(624)1603
 - 福岡 092(632)9714
 - 佐賀 0952(29)3145
 - 長崎 095(823)9583
 - 熊本 096(359)1766
 - 宮崎 0985(32)2789
 - 鹿児島 099(206)1019
 - 沖縄 098(862)2627
- 北海道 011(272)8677
 青森 0177(38)2915
 宮城 022(275)0891

フォーラム

平成13年度 過疎地域自立活性化優良事例表彰

総務大臣賞



ハム作り

現地レポート

山梨県

はや かわ ちょう
早川町

上流文化圏構想の推進

長期総合計画の推進

早川町は山梨県の南西部に位置し、町の面積は三七〇km²で、そのうち九六%を山林が占め、南アルプスを有する純山林地帯です。

社会構造の変化等により、過疎地としての現実の中、昭和五十五年四月には、「潤いと活力のある町づくり」をかけた長期総合計画をスタートさせた。厳しい現実を打破するため、町民と行政が一体となって南アルプス建設に取り組んできた。現在は平成七年度からスタートした日本、上流文化圏構想に基づく、新長期総合計画を推進している。

昭和五十七年の台風災害を克服

昭和五十七年八月一日から二日未明にかけ台風十号が本町を直撃、被害は百数十億円にもなり、その復旧に大きな費用と長い歳月を費やしたが、郷土の復旧を願う連帯と町を思ふ心呼び起こし、住民の意識が町づくり一つになった。これを契機に、「むらおこし元年」と位置づけ、長期総合計画を見直した。(1)旧村一拠点整備をめざし、それを核とした地域づくり、(2)自然を背景にした観光の町づくり、(3)農林業の活性化、(3)住民

旧村一拠点づくりの推進

広大な面積を有する本町は、集落の点も多く一か所の施設集中は活性化に結びつかないと考え、旧村六地区にそれぞれ拠点整備が進められた。拠点整備、事業推進には、国・県の支援が欠かせず、またこれを励みに町民一丸となって取り組んできた。



西山地区では歴史とロマンの里と称し、温泉、歴史民俗資料館、山岳写真館(年に一度、白旗史朗山岳写真コンテストも開催)、民家の復元などの施設整備がなされてきた南アルプスの登山口としてにもぎわう三里地区では野鳥と水車と休暇の里と称し、温泉宿泊施設、野鳥公園などが整備され、山

フォーラム



消防出初式

林と都市との交流の拠点となつて
いる。

都川地区では都市と町民のふれあいの里と称し、スポーツ施設、町民会館があり、町の中心に位置している。やまのピア、草場温泉、ハム工場、みそ工場などが整備され、町の一大イベント「山菜まつり」もこのスポーツ広場で開催され、町外から二万人近い人が訪れる。

硯島地区では森と湖と硯の里と称し、宿泊温泉施設がある。また当地は硯の原産地であり硯会館(硯匠庵)の整備がなされ、湖を含め美しい峡谷地として大勢の観光客が訪れている。

五箇地区では森林の路と芸術の

里と称して、交流促進センターの整備がなされ、ここでは芸術家が集う事も出来、地域の公民館活動の場でもあり、上流文化圏構想にもとづく日本上流文化圏研究所として活用している。
本建地区では町の玄関口として、町の案内所、特産品の販売、レストランを合わせ持つ南アルプスプラザがある。また、平成五年には重要伝統的建造物群に選定された赤地地区などがある。
六地区それぞれに、特徴や地域性のある拠点整備がされてきた。

連携と交流のスタート
＝ 品川区と交流 ＝

都市の良き、山村の良きを知る



品川区との交流 お田植え



南アルプス白鳳太鼓

とともに、双方に欠けているものを互いに補い、人と人とのふれあいの心を養う事を目的とした東京都品川区との交流である。試験交流を重ね、平成二年四月より、「ふるさと交流協定」を結んだ。それに災害時の相互援助協定も結んでいて、多方面にわたり、本格的な交流を深めている。

南アルプス白鳳太鼓が響く

昭和五十五年、若者の土気の鼓舞にと芸能太鼓を取り入れ、南アルプス白鳳太鼓が創設された。広域的な各地の太鼓グループの連携、交流が続ぎ、海外公演の機会もあり、親善の一翼を担った。イベント等、町内外の出演回数は非

常に多く、継承、保存のため中学生もクラブ活動に参加している。

南アルプスふるさと活性化財団の設立

昭和六十三年四月、過疎地域の活性化、働く場の確保、都市と山村の交流を促進するため、「財団法人南アルプスふるさと活性化財団」が設立された。特産の里づくりでは、みそ、こんにゃくの製造販売をしている。他に温泉施設、野鳥公園、ヤマメピア、ハム工場、水工房、民俗資料館、写真館、南アルプスプラザ(レストラン)オートキャンプ場の運営、山ブドウワインの販売など多種にわたり取り組んでいる。財団は、県内はもとより、県外にも出かけ交流文化の場、営業活動の施設となつている。町内においては少ない企業の中で三十数名の就労者を確保している貴重な組織でもあり、運営は厳しいものがあるが、経済効果は大である。

地域資源活用機構に加入

昭和六十一年に、全国の町村が連携を持って活性化をめざすための組織が出来た。これには東京浅草おかみさんが協力関係を深めていて都市商店街と地方行政とが相互に共存共栄をめざして取り組

フォーラム

んでおり、平成九年には「浅草旬の市」を開業、地方の特産品の販売や情報交換の東京の拠点となっている。(全国加入。早川町を含む五町村)

南アルプス早川山菜まつり
南アルプス紅葉とそばまつり

山菜まつりは、昭和五十二年年度から、故郷を離れて暮らしている人、故郷のない人が町民とふれあう場として実施してきている歴史のあるまつりである。町の一大イベントとして多くの町民の参加者と町外からの多くの参加者が、新緑の燃える中で一堂に会し、交流を楽しむ。特産品や山菜の販売もあり、取りたての山菜はてんぷら



オートキャンプ場



紅葉とそば祭り

料理で舌つづみをつつ。

もう一つ町の一大イベントは紅葉とそばまつりである。会場はヘルシー美里で平成七年より開催され今年で七回目となり、晩秋の一日、紅葉に色どられた中で盛り上がる。各グループからそばの店を出店、味一番をめざして特産品にみがきをかけている。

日本上流文化圏構想に基
づく研究所の設立

山と水を守り続けた先人に学び、地域の生活文化の創造に向け、自然と共生できる新しい文化の構築のための構想が生まれた。この構想に基づき、平成八年四月には日本上流文化圏研究所が設立

された。

研究所の開設も上流文化構想の一つで、ここでは常時四名のスタッフと理事により構成されている。IT社会の中で町の情報の受発達の窓口となっている。全国上流域との交流、シンポジウムの開催、情報交換、高齢化、過疎化への課題の研究。先人の築いた文化の伝承研究。また、住民を対象にした二、〇〇〇人のホームページ作りなどに取り組んでいる。この度、地域づくりに前向きな研究機関の活動を中心に、優良事例表彰をいただく事になったが、町民総参加の地域づくりの結果であり、町民の皆様への表彰である事は言うまでもありません。



紅葉とそば祭り

これからの歩み

不便さや就労の場の少ない当町において、引き続き厳しい現実に向かっていかなければならないが、人口が少ない事は、個人の意見や考えが行政に反映し易い事、個人個人を大切に出来る環境である事などを大きな利点として町づくりを推進していきたい。

教育や高齢化等、町づくりのうえで課題も多いが、これまでの取り組みを検証しながら、新世紀の初めでもあり、再構築の考えを持って、創意工夫や特徴を生かした活性化を推進していきたい。

今、町村合併問題が、議会、役場、住民とで議論や説明会の場を持つているが、広大な本町において、住民へのサービス低下、取り組んで来た各種事業の運営上の低下等危惧されますが、地域力が試される機会でもあり、地域振興へのたゆまない努力が要求されている。

南アルプスの豊かな自然を背景に、情報化にも乗り遅れない、確かな歩みを続けていきたい。

(早川町・企画振興課)

カプセル Now & New

消防団員の緊急連絡に 若手県一斉同報メール 矢巾町

これまで火災など緊急時の消防団員の招集を有線放送やサイレンで行っていた町は、団員が所持している携帯電話に一斉同報メールを送信するシステムの本格運用を開始し、緊急時の際の迅速な対応を図っている。今後は役場職員への活用も検討している。

風車群が観光スポット 秋田県として話題に 仁賀保町

町では、仁賀保高原の町有地に民間企業が敷設した発電用風車群が話題を呼んでいる。風車は、高さ九十三m、ブレード三枚の羽根)の長さ三十三mで国内最大級。町営休憩施設「ひばり荘」を取り囲むように十五基が立ち並んでおり、町は周辺整備に乗り出している。

メールマガジンを発行 福島県只見町

町は、町のホームページにアクセスし申し込んだ人へ町の情報などを掲載した「只見メールマガジン」を配信している。購読は無料で、町のイベントや季節の話題、郷土料理など、週一回更新されるリアルタイムの情報を提供し、町の魅力を全国にアピールしている。

住民参加のまちづくり条例制定 神奈川県大磯町

町は、歴史と風土に培われた町並みや景観を保全するため、

まちづくり基本計画の原案作成段階から町民の意見を反映させることや、まちづくり審議会委員に町民代表が参加することなど、各種の住民参加システムを盛り込んだ、まちづくり条例を制定、四月から全面施行する。

「勝沼ぶどう郷景観保全基金」山梨県勝沼町

町は、基幹産業の甲州ブドウ栽培と甲州ブドウを原料にしたワイン製造の振興を図っていくため、「勝沼ぶどう郷景観保全基金」を設置している。基金を活用してブドウ畑の景観を守っていくための支援措置などを講じ、甲州ブドウ栽培の活性化に取り組んでいく。

食品資源再生事業の導入へ向け生ごみ分別回収 福井県池田町

環境保全型農業を実践する「ゆっきーげんき正直農業」を推進している町は、家庭から排出される生ごみをたい肥化し、農産物として再び食卓にのせる「食品資源再生事業」の平成十四年度からの導入に向け、公募した参加者を対象に、生ごみの分別回収を試験的に実施した。顔写真付き職員配置図 長野県箕輪町を掲示

町は、職員の町民対応の向上を図り、町民サービスを推進していくため、職員の顔写真を入れた職員配置図を役場内の係ごとに掲示している。配置図はカラーで、名前、顔写真のほか、役職名、担当業務も記載し、各係のカウンターや入口の壁に設

置している。

生きがいリーダー 静岡県榛原町 育成事業を推進

町は、長寿福祉社会に対応した地域づくりに向け、公募した三十〜六十歳代の町民を対象に「生きがいリーダー」育成事業に取り組んでいる。年間九回にわたり指導者として必要な基礎知識や介護知識などの研修を実施し、高齢者や障害者支援のリーダー的役割を担ってもらう。

福祉バスに磁石式掲示板を導入 大阪府忠岡町

町は、町内を巡回している福祉バスの側面に、様々な標語を記した磁石式の掲示板(長さ三m、幅四十三cm)を取り付けて運行し、町民の啓発に役立てている。掲示板は、ポイ捨て防止や人権啓発、下水道に関する標語など八種類のものがあり、時期に合わせて取り替えている。

ペットボトル再生品 和歌山県白浜町

町は、リサイクル推進の一環として再生品の使用を促進していくため、町指定ごみ袋にペットボトルの再生品を使用することを決め、事業所用ごみ袋で導入している。従来のものに比べ破れにくく、焼却炉に与える負荷が少ないのも利点で、家庭用にも広げていきたいとしている。

自治体病院間で災害時支援協定締結 鳥取県西伯町外二町

西伯町、日南町、日野町が運営する三自治体病院(西伯病院、日南病院、日野病院)は、災害

時における相互協力支援を行うため、いずれかの病院が被害を受けた場合、被害を免れた病院が入院患者の受け入れや医療スタッフの派遣、医薬品の支援をする基本協定を締結した。

県内初の土地分類調査を実施 山口県旭村

町は、県内初の国土調査法に基づく土地分類調査を行っている。調査では斜面の角度を調べ「山地」「丘陵地」などに地形を分類したり、地下三十mまでの地質を調べたりする。調査結果は電子データとして保存し、防災計画の見直しや土地の利用法の検討材料として活用する。

ダリの彫像九体を野外展示 香川県大内町

町内のとらまる公園の整備に力を入れている町は、現代美術の巨匠サルバドール・ダリの彫像九体を米国のダリ美術館やスパインのダリ財団から無償で借り受け、同公園内で野外展示している。平成十五年夏まで展示していく予定。

町民からのパソコン相談を受け付け 鹿児島県桜島町

町では、町職員有志によるボランティア団体「IT(情報技術)サービスパンク桜島」を設立している。多くの町民にパソコンを活用してもらおうというのがねらいで、勤務時間外にパソコン初心者からの相談を電話で受け付けている。

カプセル Now & New

情 報

ウツな気分を脱し、決断力向上のセルフコントロール

高田 明 和
浜松医科大学名誉教授

私たちは理性的で感情をできるだけ抑えた方が判断ができ、決断が早いと思っています。ところが、最近の脳の研究ではまったく逆だということがわかってきました。

前頭葉の傷害で感情の発揮が弱く、何事にもクールになった人は物事を決めることができず、決断は多くの場合に間違っているということがわかったのです。

このような人は、シミュレーションの問題で五つくらい選択肢から一つを選ぶというような問題では常に正解を答えます。ところが、人生におけるように、解答の可能性が無限であるような場合には結論を出せません。つまり理性では結論に絞り込めないのです。その結果、私たちが決断している時にはまず感情的な好き嫌いによっていくつかの選択肢に絞り込み、ここから理性で最終的な結論に導いているということがわかったのです。したがって、感情が豊かで、喜びや悲しみの気持ち強い人ほど物事を決めることができるということがわかったのです。ところで、私たちがうつ状態になると、くよくよして感情が暗くなります。このような時には考え

が堂々めぐりをして、決断できません。またうつ状態では喜びや生き生きした感情がわかず、暗い感情以外はないような状態になっています。

そこで、決断でき、積極的に生きてゆけるためにはうつな気分を脱する必要があります。ところで、私たちの感情は脳内物質の影響を受けています。たとえば、ドーパミンという脳内物質は私たちに喜びをもたらします。またセロトニンという物質は精神を安定させ、気持ちを活動的にします。

しかし私たちはこのような物質の奴隷ではないのです。たとえば、ひいきの野球チームが勝った時の喜びはどうでしょう。気分がなんとなく晴れ晴れします。これは実は脳内のドーパミンやセロトニンが増えているということなのです。つまり気持ちの持ち方で脳内の物質を変化させ、それにより明るく、元気になることができるのです。まず、自分の心を明るくし、元気になるような言葉を選んで、いつもこの言葉を自分にかけてやるようにしましょう。ある宗教家は、「自分は神の子だ」と思い、と教えています。実際はこの言葉に

は力があり、これを口ずさんでいると、次第に元気がわいてくるような気持ちになります。

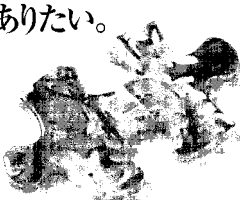
また、詩人の寺山修司という人は「振り向くな、後ろには未来はない」と言っています。当たり前のようなこの言葉も口ずさむと元気が出ます。つまり、言葉は私たちの気持ちを換え、さらに脳内ドーパミンやセロトニンを増やす作用をもっているのです。

聖書とかある種の人生論の本が生きる力を与えることがあるのは、ここに書かれた言葉が私たちの心のあり方、つまり脳内物質の量を変えるからなのです。

つぎに大事なことは自分を傷つけないということです。最近の研究でわかったことは、心を傷つけるようなことを体験すると脳細胞が死滅するということです。よく事業が倒産したり、かわいい孫を失ったりすると急にボケの症状を示す人がいます。これは激しいストレスが下垂体 副腎皮質系を介して副腎皮質からコルチゾルというホルモンを出させます。このホルモンは本来血液のブドウ糖の量を増やして、ストレスの抵抗性を高めるためのホルモンなのですが、多くなりすぎると記憶をつかさどる海馬という部分の細胞を死滅させ、記憶を傷害します。さらに感情も弱めます。すると決断などもできなくなるのです。

お客様からの100の課題に、
100の答えを示せる銀行でありたい。

- 信託業務 ●預金・為替業務 ●融資業務
- 年金業務 ●不動産業務 ●証券業務
- 個人財産総合コンサルタント業務



中央三井信託銀行

選ぶならUFJの


元金保証
安全・確実

ビッグ

〈収益満期受取型〉●2年・5年●1万円単位●設定日から1年以上たてば、中途換金も可。

UFJ信託銀行

本店 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1の4の3 ☎03(3287)2211



情 報

次は明るさです。私たちは夜暗い時には暗い考えに支配されま
す。ところが、朝起きてみると、
なぜこんな考えにとらわれたかわ
からないという感じになるとい
う経験は皆さまお持ちでしょう。

また北欧では冬が長く、日光が
少ないので、季節うつ病といっ
て、うつ状態になる人が増えま
す。このような人は太陽の光がさ
んさんと照らす南にパケーション
で旅行すると治ってしまいます。
また旅行しなくても、強い光を目
に入れてやるとこのうつ病は治り
ます。これをうつ病の光線療法と
言います。このように光は私たち
を元気にし、うつ状態から抜け出
させる作用があります。一日十五
分くらいは明るい日差しの中を歩
きましょう。また最近流行のガー
デニングなどは光を浴びて、運動
にもなるので、うつ状態の対策と
して勧められます。

次は眠りです。うつ状態になる
と眠られませんか。また、眠りの際
にはGABA(ガンマアミノ酪酸)
が増えて、これが眠りをさそいま
す。このGABAは実は精神を安
定させるものです。また、昼間日
光をあびるとセロトニンができる
のですが、夜はこれはメラトニンと
いう物質に変わります。これは眠
りを引き起こすことで有名です。
眠りは昼間取り込んだ多くの情
報を整理する機能があるとされま

す。そのために正しい眠りをとら
ないと、脳が混乱し、正しい決断
ができないのです。よい眠りをと
りましょう。

最後に栄養です。最近は生活習
慣病を恐れるあまり、食べないこ
と、とくに肉や甘いものを食べな
いことが勧められています。しか
し年間三万三千人の自殺者が出る
最近では心の安定、脳の栄養が何
より大事です。

先ほど述べた脳内物質のセロト
ニンは肉の成分トリプトファンか
ら作られます。またドーパミンも
肉の成分のフェニルアラニンやチ
ロシンから作られるのです。これ
らは必須アミノ酸と言って私たち
の体では作られず、食事からとる
必要があるのです。

もうひとつ大事なものはブドウ糖
です。ブドウ糖は脳の唯一のエネ
ルギー源です。この供給が数分途
絶えれば私たちの脳は働かなくな
り、植物人間になってしまうので
す。さらにセロトニンのもとにな
るトリプトファンを脳内に取り込
むのにブドウ糖が必要です。

ブドウ糖の簡便な供給源は砂
糖、つまり甘いものです。砂糖はブ
ドウ糖と果糖からできていて、特
別に肥満を引き起こす力はありません。
食後にデザートとして甘い
ものをとったり、疲れた時にコー
ヒーに砂糖を入れて飲むことは、
うつを防ぐために必要なのです。

もしも

「3大成人病」「病気による障害状態」
「要介護状態^{※1}」になったら、以後の
保険料はゼロ。

保障は継続。三井生命だけの新しい特約です。^{※2}

【楽々名人】は【大樹暖家族-R(プラスケア)】【大樹NEXT-R】【大樹夢気球-R】【エスポワール-R】に付加できる特約です。
【ナイスリー特約】:ガン・急性心筋梗塞・脳卒中に罹患した場合に保険金をお支払いする特約です。【セイバー特約】:病気
による所定の障害状態に該当した場合に保険金をお支払いする特約です。【介護保障特約】:所定の要介護状態が180日
継続した場合に保険金をお支払いする特約です。【健康自慢】:所定の基準を満たした健康な方の保険料を割引く特約です。

保険料払込免除特約『楽々名人』、三井
生命から新登場です。①3大成人病(ガン・
急性心筋梗塞・脳卒中)の罹患。②病気による
所定の障害状態(例えば、重度の心疾患による
心臓ペースメーカーの装着や永続的な人工透
析療法など)。③所定の要介護状態が180日
継続。以上3つの「もしも」のいずれかに該
当した場合、以後の保険料の払込みが必要
なくなる特約です。3つの「もしも」をカバ
ーした保険料払込免除特約は、まさに業界初
の快挙です。『ナイスリー特約』『セイバー特約』
『介護保障特約』を同時に付加すれば、「保険
金の支払」+「保険料払込免除」による充実
のダブルサポートを実現。さらに、ご好評い
ただいている健康体率特約『健康自慢』の
付加により、割安な保険料で加入できます。

※1「要介護状態」とは当社所定の要介護状態のことであり、公的介護
保険の給付要件とは異なります。※2「三井生命だけの新しい特約」とは
【楽々名人】が3大成人病罹患・病気による障害状態・要介護状態のいず
れかに該当した場合、以後の保険料の払込みが免除となることをさします。



ホームページ <http://www.mitsui-seimei.co.jp/>



随 想

地域資源を活用して



三 重 県 長
 和 村 道 郎
 三 勢 林

随 想

私もも勢和村は、三重県のほぼ中央部に位置し歴史も古く、自然、文化、豊かな農山村です。地域資源を活用して数多くのボランティアグループが自ら立上り様々な活動を展開していることに大きな誇りをもっています。

「岩一升、米一升」このことわざは村の農業用水史の建設工事にかかる困難と作業に従事した先人達の苦勞を現在に伝えていきます。

この用水「立梅用水」は一八二三（文政六）年当時、村の地土らの尽力により完成しました。全長三〇km、山肌を縫うように走り、苦しい農民の暮らしを救ったと言われています。

以来、今日まで約一八〇年にわたり農業用水としてまた、防火や生活用水など地域用水としての役割も果たしてきました。

近年農業の近代化に伴い、全線恒久施設となり、維持管理の軽減や用水の有効利用が図られました。歴史的な水路だけに、途中の素掘りのトンネルや切り通しと呼ばれる部分には「岩一升、米一升」のことわざが偲ばれる先人の振った「ノミ」の跡が残されています。

ところが水路の近代化が終る頃、若者達から、どこで水を取り、どのように流れているかわからない、こんな声が上がりました。用水にかける労力は大きく軽減されましたが、代つて農家と水の絆は薄れ、資本を投じた近代化は、便利さと引替えに用水難れと言つジレンマを引起す結果となりました。

しかしこのことが一つの転機となり、用水への関心を取り戻そうとの保全意識が高まり、地域住民

自ら立上ったのが「ふるさと水と土保全活動」です。

平成五年、ボランティアによって用水沿いや農地の周辺にあじさいを植える運動が始まりました。これは特色ある農村景観を創り出し、用水への関心をも高めようとする願いがありました。

あるグループは、劇を通じ用水建設にかかる苦勞の史実を演じ多くの人々に感動を与え、また、あるグループは、荒れた休耕田を活用してメダカやホテイアオイを育て「農村のビオトープ」づくりを始め、子供達の情操教育の場として活用をすすめました。

一方、直接用水を管理する土地改良区では定款に「ふるさと水と土保全活動」を明記し、受益農家だけでなく一般地域住民と協働し、子供達を対象に地域の学習会活動を始めました。

驚くべきことに、保全を目的とした多種多様なボランティア活動はやがて大きな村づくり活動へと発展してまいりました。

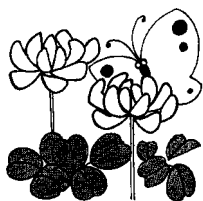
六月に開催する「あじさいまつり」では保全活動を通じた多くのボランティアグループが集い、用水や周辺農地を最大限に活用しつつ都市と農村の交流をも図るといふ特色あるイベントを作り上げ、予想以上の来訪者で賑わい、また

新たな土地改良区の取り組みや地域住民による村づくりは全国から関心を集め、県内外から大勢の視察を頂く程になりました。

平成九年一連の活動が「豊かなむらづくり」農林水産大臣賞を受賞、住民が主体的に協働活動に取り組んだ大きな成果でもありました。これ以来、活動意識の中で私達の地域にある身近な「水や土」は、最も大切な「地域資源」であり、それを最大限に活用して行くことの大切さを多くの人々が学び感じとつたと思います。

今、村では地域住民、行政、土地改良区が協働し様々な活動を展開しておりますが、最も身近で最も大切な「地域資源」これを多面的に活用できること、大変幸せなことであります。

改めて「岩一升、米一升」のことわざに正面から向かい合い、感謝の念と活動を通し、水や土の大切さを将来に伝えて行く、このことが私達の使命であり、最も価値あることと考えています。



政策リーダー

政策リーダー

介護保険制度の実施状況まとめ

厚生労働省

厚生労働省はこのほど、介護保険制度の実施状況をまとめた。

これによると、六五歳以上の第一号被保険者は十三年十一月末現在で二、二八四万人、四〇〇六四歳の第二号被保険者は十三年度見込みで、四、二八六万人となっており、要支援・要介護認定者は十三年十一月末で二八五万人、うち第一号被保険者は二七五万人（被保険者の十二％）となっている。

サービスの利用者数は、十三年九月サービス分で、居宅介護（支援）サービス受給者が一五六万人、施設介護サービス受給者が六六万人、うち特別養護老人ホームが三二万人、介護老人保健施設が二四万人、療養病床等が一万人となっている。

介護給付費の支払状況（暫定集計値）を見ると、福祉用具購入費などを含む平成十二年度の給付実績は予算の八五％強であり、平成十三年三月以降の各月の国保連の支払実績は、予算の九割を超える水準となっている。

また、高齢者の保険料収納率は平成十二年度で九八・六％、平成十三年十月調定分までで九八・九％と高水準となっているものの、平成十三年十月一日現在、三〇九市町村が低所得者の保険料の単独減免を実施しており、前年同月の七二市町村と比べ、大幅な増加傾向にある。

京都議定書批准へ達成計画策定

環境省

国はCO2などの温室効果ガスの六％削減を義務づける京都議定書を〇二年度に批准するための国内制度の在り方を中央環境審議会に諮問し、一月二十四日に「京都議定書の締結に向けた国内制度の在り方に関する答申」を受理した。

答申によると、温室効果ガス排出の六％削減が必要な第一拘束期間（二〇〇八～二二年）終了までを三区分。〇二年から三年間、〇五年から三年間の対策が終了することに進捗状況などを評価し、段階的に必要な対策を追加、温暖化対策診断など国民の取り組みを強化する措置も位置づけた。

また、地域における自然的社会的条件に応じた地球温暖化計画を計画的に推進することができるよう、地方公共団体が計画を策定することが適当だとしている。

環境省は、この答申を踏まえ、地球温暖化対策推進大綱の見直し作業に加え、京都議定書締結の承認及び締結に必要な国内制度の整備・構築のための準備を進めているところである。

なお、今国会に提出予定の温暖化対策法改正案には、温室効果ガスの六％削減を実施するための「京都議定書目標達成計画」の策定や、自治体や企業、住民等で地域協議会を組織すること等が盛り込まれることとなっている。

地域材利用等基本方針まとめ

林野庁

森林・林業基本計画に示された課題への取組を示すために、林野庁は「地域材利用の推進方向及び木材産業体制整備の基本方針」を策定することとし、検討委員会を設置した。

このほど公表された報告書は、地域材の利用推進により適切な森林整備が推進されれば、森林の多面的機能も持続的に発揮されるとし、特に地球温暖化防止の面で、木材利用及び木質バイオマスのエネルギー利用について、国民や産業界等の理解と協力を得る必要があるとしている。

地域材利用の方向としては、その地域の住宅や公共施設などへの利用、住宅リフォームや内装の木質化等への利用拡大、端材等を燃料としたボイラーや発電施設等新たな需要の拡大、木質新素材の開発や多様な業種との連携、等を挙げている。平成二十二年には、二千五百万㎡の地域材利用を見込んでいる。

また、木材産業体制整備の基本方針としては、低コスト化、ロットの確保、品質・性能の明確化による、大量消費の市場に向けた取組と、顔の見える木材での家づくりを通じて最終消費者の多様なニーズに対応した製品を供給する「関係者の連携に向けた取組」を地域の特性に応じて選択し、今後のあるべき姿を明確化することが重要としている。